

三田市人権施策基本方針

(令和7年7月改定)

三 田 市

目次

第1章 人権施策基本方針のめざすもの.....	1
1. 理念	1
2. 策定の背景	2
第2章 様々な人権課題の現状と方向性.....	4
1. 部落差別	4
2. 女性	6
3. 外国人	8
4. 障害のある人	10
5. 高齢者	12
6. 子ども	14
7. 性的マイノリティ	16
8. 犯罪被害者等	18
9. その他の人権課題	20
第3章 人権尊重のまちづくりの推進.....	23
第4章 資料.....	26
1. 人権関係年表（世界・国・県の動向）	26
2. 三田市人権共生社会推進委員会名簿	31
3. 人権施策基本方針（改定版）策定経過	32

第1章 人権施策基本方針のめざすもの

1. 理念

～全ての人々が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができる共生社会をめざして～

人権とは、全ての人々が、人として生きていくために、なくてはならない重要なものです。性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、人種、民族、国籍、生まれや居住地、信条、社会的地位や経済的地位などによって差別されず、全ての人々が固有の尊厳と平等の権利とを承認されること、それが人権の基本です。また人権は、長い歴史のなかで人権侵害に立ち向かってきた人々の、不断の努力によって獲得されてきたものです。その人権を、全ての人々のものにし、次の世代に確かに継承していくことは、今を生きる者の責任です。

三田市においては、長年にわたり部落差別（同和問題）の解消に向け、市を挙げて啓発活動などを進め、さらには社会の様々な人権課題に対しても、市民、事業者、団体等と行政が連携しながら、その解決に向け取り組んでいます。全ての市民が人と人との豊かなつながりの中で、日々安心して暮らすことができる、誰もが幸せを実感できる市民社会の根幹は「人権」であるとして、平成14年度(2002年度)に三田市総合計画の中で、「人権尊重のまちづくり」をまちづくりの基本と位置付け、現在もその理念を継承しています。

令和3年12月には、「(1) 一人一人が互いの人権を尊重し、個性や多様性が尊重され、自分らしく生きることができること (2) 誰もが差別等人権を侵害する行為を受けない、しない、させない、見過ごさない社会をつくること (3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと」を基本理念として、「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例」を制定しました。

全ての人々が互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現に向け、市民、事業者等及び行政がそれぞれの役割分担のもと、一人一人ができることに取り組み、歩み続けます。

2. 策定の背景

(1) 人権確立をめざして始まった同和行政

三田市において、人権確立へ向けた取り組みが本格化したのは、昭和 47 年（1972 年）に発生した婚約破棄結婚差別事件がきっかけです。この事件により、三田市内に部落差別の現実が厳しく存在し、その社会背景から差別を温存・助長する土壌が根強く生きていること、その差別意識が、被差別部落（同和地区）の生活実態（実態的差別）を背景にしていることなどが明らかになりました。

同和対策審議会「答申」の精神を踏まえ始まった同和対策事業では、生活環境整備をはじめ就労・就業の安定対策などを実施し、環境面での格差を大きく改善し、実態的差別が新たな心理的差別を生むという状況を、ほぼ解消してきました。

一方、心理的差別の解消をめざし、学校教育・家庭教育・社会教育の緊密な連携のもと、同和教育の取り組みが本格化しました。

学校教育においては、人権尊重の精神を基盤に置いた学校づくりを推進し、あらゆる差別をなくし、豊かな人間関係を築く子どもの育成をめざしてきました。

また、社会教育においては、市内各組織により構成されている三田市人権を^{さんだしじんけん}考^{かんが}える^{かい}会（※）を中心に、各組織・団体・地域において、部落差別と自己とのかかわりを問う中で、あらゆる差別をなくし、よりよい生き方を創造していく自主的な研修活動が展開されてきました。

このような粘り強い取り組みの結果、人権尊重の意識は三田市全体へ広がりを見せ、「部落差別はいけない」「部落差別はまちがっている」という共通認識が広く定着するとともに、社会に存在する様々な人権問題への気づきを促し、女性、外国人、障害のある人等に対する人権課題を明らかにしてきました。

このように、部落差別の解消をめざして始まった同和行政の取り組みは、全ての市民の人権確立をめざす取り組みへと発展してきました。

(2) 人権施策基本方針の改定

市では「人権施策基本方針」を平成 15 年（2003 年）に策定した後、人権三法（部落差別解消推進法・ヘイトスピーチ解消法・障害者差別解消法）や市のパートナーシップ宣誓制度も含めた社会状況の変化に合わせて、令和元年（2019 年）に改定を行いました。また、令和 2 年（2020 年）には「人権と共生社会に関する市民意識調査」を実施し、市民の人権課題に関する意識の動向把握に努め、市の施策の策定にも生かしてきたところです。

令和 4 年（2022 年）に「三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例（略称）人権共生条例」が施行されましたが、私たちが暮らしている社会には、今もなお差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。

さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、感染症のまん延等が、多くの人に困難をもたらすし、格差社会の拡大とともに他者への不寛容さを増大させています。また、無自覚に相手を傷つけてしまうマイクロアグレッションと呼ばれる言動やインターネット等の情報通信を利用した心ない情報の拡散、マイノリティに対する「日常的な差別や見下し」は、私たちに新たな課題を投げかけています。

あらゆる差別の解消や人権尊重のまちづくりの推進に向け、同和・人権教育の施策等これまでの取り組みで培ってきた経験や成果、さらには、分野別施策の検証により、重点施策の取り組みの強化を行います。その具体的な推進方策を明らかにし、「人権尊重」を市の全ての施策に位置づけ、市民・事業者等と連携して、人権施策の総合的・横断的な推進に積極的に取り組むため、人権施策基本方針を改定します。

さんだしじんけん かんが かい
※三田市人権を考える会…昭和39年(1964年)に「三田市同和教育協議会」として発足。個人の基本的な人権を尊重し、自由平等を根本理念として、日本社会に存する部落差別をはじめとする様々な人権問題について正しく認識し、その解決に積極的に行動する市民を育成することを目的とし、市内の各組織・団体・学校・園所等によって構成している市内最大の民間団体。

第2章 様々な人権課題の現状と方向性

1. 部落差別

(1) 現状と課題

部落差別とは、「日本社会の歴史的発展過程において形成された身分階層構造に基づく差別であり、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」です。平成28年（2016年）には「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もおお部落差別が存在すること、部落差別は決して許されないものであり、国民一人一人の理解を深めるよう努めることやその解消が重要な課題であること等が明記されています。

厳しい部落差別の実態の中で取り組まれた各地の部落解放運動から、全国へと広がった「教科書無償配布制度」や、就職の際の「統一応募用紙」、そして「戸籍の公開制限」などととも、学校・地域における同和教育・研修の推進により、全ての人々の人権を守る「人権文化」を根づかせてきました。

三田市においても、昭和47年（1972年）の婚約破棄結婚差別事件をきっかけに、同和教育の取り組みが本格化しました。さらに、平成5年（1993年）には、連続差別落書き事件を受け、市議会において「部落差別撤廃宣言」が決議されるなど、今日まで同和行政を積極的に展開してきました。

また、同和対策事業としての環境改善事業では、生活環境、社会福祉施設、住宅などを整備し、就業・就労の安定対策等も実施してきました。その結果、環境面での格差は大きく改善され、実態的差別が新たな差別を生むという状況はほぼ解決されたといえます。

しかしながら、全国的に結婚や交際に際しての差別事象、不動産売買や転居などの際に被差別部落（同和地区）を避けるという差別意識が存在しています。三田市内でも差別落書きが発見されることもあり、差別が無くなっていない現状があります。

近年、情報化の進展に伴い、インターネットを悪用した差別書込みや差別動画、特定の地域を被差別部落（同和地区）とする情報が流されることにより差別や偏見が助長され、こうした顔の見えない悪質な差別や、それを模倣する人も存在しています。またその拡散を防ぐことも、現在の大きな課題となっています。

「自分とは関係ない」とか「差別は過去の話」という「^{ひとごと}他人事意識」や「寝た子をおこすな論」等の考えから、自覚がないままに差別する側になっている場合があり、このような無意識の差別が起こらないよう、教育・啓発について不断の取り組みが必要です。

三田市においては、「三田市人権教育・人権啓発推進の基本方策」を基に、学校教育・社会教育において部落差別を解消するため、^{さんだしじんけん}三田市人権を^{かんが}考える会（旧 三田市同和教育研究協議会）と学校・地

域・行政が一体となって人権尊重の精神を基盤においた教育・啓発活動に取り組んでいます。また、差別の不当性に気づき、差別に負けない力をつけるために解放学級での取り組みも進めています。

(2) 今後の方向性

「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づき、部落差別の解消を三田市の重要課題として位置づけ、差別の現実がある限りその解決への取り組みを進めるという基本姿勢のもと、行政の主体性をもって差別解消への取り組みを進めていきます。

●部落差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるとともに、人権侵害に対する相談については、法務局など関係機関と連携を図り、迅速な対応に努めます。

●長年にわたる同和教育・啓発の成果を踏まえ、依然として残る部落差別の解消のため、部落差別を人権問題の重要な柱として位置づけ、必要な教育及び啓発に取り組めます。また、差別解消の推進を担う行政及び教職員等の研修を充実させ、資質を高めます。

●国が法律に基づき実施する実態調査に協力するほか、差別意識や差別事象を把握し、実情に応じた取り組みを図っていきます。とくに、現在の大きな課題であるインターネット上における差別書込みの早期発見と拡散防止に努めるとともに、未然に防止するための教育・啓発に取り組めます。

個別計画等

・三田市人権教育・人権啓発推進の基本方策 平成 17 年（2005 年）

2. 女性

(1) 現状と課題

国においては、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の最重要課題と位置づけ、「男女共同参画社会基本法」「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」など、男女平等や女性の地位向上をはじめ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定により、女性を支援する法整備が進められています。

三田市においても、男女共同参画計画を策定し、男女が対等に参画できる社会の実現に向けた様々な取り組みを行っています。

しかしながら、毎年発表されるジェンダーギャップ指数において、令和 6 年の日本は世界 146 개국中 118 位（先進国中最下位）であることに象徴されるように、政治・経済の分野を中心に女性の社会進出は大きく遅れています。また女性一人一人の生活に目を向けると、パートナーからの暴力、性犯罪、ストーカー被害、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの課題があげられます。

それら課題の背景には、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や、様々な無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）、それらをもとに構築され、長い時間をかけて形づくられてきた男性中心型雇用慣行をはじめとする社会の仕組み等があげられます。それらが女性の就労や生き方の自己決定を阻んでいる要因と考えられるため、女性が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる環境整備が必要です。

また、女性に対する暴力（※）の問題が発生する背景には、男女間の不均衡な関係だけではなく暴力を容認する考え方等社会全体で考えねばならない問題があります。女性を対等なパートナーとして尊重する意識の醸成、暴力を生まないための若い世代からの予防教育が必要です。

さらにこれまでの家族単位での社会保障システムでは防げない、中高年女性たちの孤立や生活困窮などの視点も含めなければなりません。

三田市においては、「女性のための相談窓口」や「三田市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りながら相談・支援をしています。

(2) 今後の方向性

「男女共同参画社会基本法」の理念や三田市男女共同参画計画に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。

●男女平等・男女共同参画意識の浸透、また固定的な性別役割分担意識改革のため、幅広い対象者に向けて、多様な方法により効果的な広報・啓発活動を推進します。

●経済的自立は男女共同参画社会を支える基本であり、女性一人一人に自己実現に向けての支援や、社会的自立、職業意識を育む教育・学習の推進を図り、事業所に対しても職種間格差などを是正するよう働きかけます。

●あらゆる分野における女性の活躍をめざし、誰もが働き続けられるよう子育てや介護支援を充実させるとともに、職場、地域活動・市民活動、防災における男女共同参画を促進します。

●女性に対する暴力（※）から守るため、関係機関等と連携し、相談体制の充実を図るとともに予防教育を推進します。

●健康で安心して暮らせる社会の実現をめざし、妊娠・出産等に関する健康支援を進めるとともに、高齢、障害、外国人、部落差別等に加え、女性であることで複合的に困難な問題を抱える女性のための相談体制の充実を図り、支援を促進します。

個別計画等

・第6次三田市男女共同参画計画 令和5年（2023年）

※女性に対する暴力…ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為、人身売買等

3. 外国人

(1) 現状と課題

平成31年(2019年)4月、「改正出入国管理法」の施行を契機として、令和元年(2019年)6月には、「日本語教育推進法」が公布・施行され、外国人材を受け入れるための体制整備が進められています。三田市では、令和7年(2025年)3月末に、過去最高の外国人数(1,574人)を記録し、出身国・地域の多様化も進んでいます。

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱いや、賃貸住宅等への入居拒否など様々な人権問題が発生しており、言語や文化、宗教、生活習慣の違いや、ゴミの出し方や生活音の問題など、地域社会の間で摩擦なども生じています。また、「ハイトスピーチ」と呼ばれる、特定の国・地域の出身者であることやその子孫であることを理由に、日本社会から排除しようとしたり、危害を加えようとしたりするなどの差別的な言動が、街中やインターネット上で横行しており、平成28年(2016年)に「ハイトスピーチ解消法」が施行されました。

三田市では平成6年(1994年)に発生した在日韓国人高校生に対する民族差別事件をきっかけに、市内外から人権を守る声が高まり、「三田市在住外国人教育基本方針」を策定し、共生社会の実現をめざした教育を推進してきました。令和6年(2024年)には、人権尊重の精神を基盤に、民族及び国籍の違いを超えて、文化と民族を相互に認め合い、尊重し合う共生の精神を育むとともに、全ての外国人児童生徒等(※1)の自己実現をめざすことを目的に「三田市外国人児童生徒等教育基本方針」として改定しました。

各学校園においては、新たに渡日する外国人児童生徒等が増加しています。日本語指導を含めた学習支援等をさらに充実させ、各関係機関が連携・協働し、全ての外国人児童生徒等の自己実現を支えることが求められています。

外国人が、自分らしく地域で生活していくためには、ともに生活する人同士が互いに人種・民族・国籍などの多様性を受け入れ共生していくことが重要です。多文化との豊かな出会いを通して、市民一人一人が互いの人権を尊重し、多文化共生社会を築く必要があります。

(2) 今後の方向性

外国人市民を対等な社会の構成員として、社会的・経済的な諸権利の向上を図っていくため、外国人市民と日本人市民が互いの文化や価値観を認め合い、尊重し合う共生の精神を育みながら、地域の一員として安全に安心して暮らすことができ、地域住民として力が発揮できる「多文化共生社会」の実現に向けた取り組みを進めます。

●外国人市民が安心して暮らせるまちづくりをめざし、保健福祉、子育て、医療、地域防災といった生活に必要な情報等について、行政情報の多言語化や多言語によるコミュニケーション支援を進めます。各種団体等と連携して、一元的窓口による相談体制の充実を図ります。

●外国人市民が、生活者として必要な日本語を習得することができるよう、多様な学習機会を提供し、地域の実情に応じた日本語教育を推進します。推進にあたっては、日本語学習を支援するボランティアの育成と学習機会の充実に努めます。

●外国人児童生徒等の母語や母文化を含めたルーツが尊重される学校園風土を醸成し、安心して学ぶことができる環境を整えるとともに、帰国・外国人児童生徒への母語による学習支援や日本語習得を支援します。

●「やさしい日本語（※2）」の啓発などを通じて、異文化や多様な価値観の理解を深める交流・学習活動を進めます。相互理解を促進することで、外国人への差別や偏見の解消を図るとともに、在住外国人が定住するようになった歴史的経緯を踏まえ、本名や民族名を選択して使用できる環境づくりに努めます。

個別計画等

- ・三田市多文化共生推進基本方針 平成 21 年（2009 年）
- ・三田市地域日本語教育推進基本方針 令和 5 年（2023 年）
- ・三田市外国人児童生徒等教育基本方針 令和 6 年（2024 年）

※1…外国人児童生徒等…複数の言語や文化につながるの幼児・児童・生徒

※2…やさしい日本語…外国人にもわかりやすいように、言葉や話し方に配慮した、「易しい・優しい」日本語

4. 障害のある人

(1) 現状と課題

人は誰でも、日常生活や社会生活において障害のある人になる可能性があります。ところが、障害に対する他人事(ひとごと)意識が強く、自分の問題としてとらえていない人が多いのが現状です。障害のある人を「かわいそうな存在」「してあげる存在」として見る意識や偏見、差別意識が見受けられます。また、これまで障害を身体障害、知的障害、精神障害の3つの枠組でとらえてきましたが、最近では、発達障害や難病なども含め、障害の定義を幅広くとらえるようになってきています。その中でも精神障害や発達障害は、外見でわかりにくいいため、正しい理解が進まず、当事者の生きづらさにもつながっています。さらに、障害があるという理由による結婚差別・子どもを生むことへの反対や、進学・就職における不利益な取り扱い、出生前診断による命の選別等、「障害のある人を排除する」意識があることも懸念されます。

国連では、「障害」は社会が作り出しているという考え方(社会モデル)を反映させた「障害者権利条約」を採択し、各国における障害のある人の基本的人権の保護や固有の尊厳の尊重、福祉の充実を提唱してきました。国においても、「障害者権利条約」を批准し、社会モデルの考え方を取り入れた「改正障害者基本法」や「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」など法律の整備が進められ、行政機関等や事業者による障害のある人への合理的配慮(※)の提供が義務化されています。

三田市において、平成30年(2018年)に市が把握した障害のある人に対する虐待事案では、事案の原因を早期究明するために設置した障害者虐待に係る対応検証委員会から、当事者(障害のある人)本人の権利擁護・支援を最優先に取り組む視点の欠如や地域社会の無理解など多くの課題が指摘されました。

また、検証委員会からの提言を具体的施策とするために設置した障害者共生協議会からは、障害者が孤立しない地域づくりのためには、障害のある人とない人が相互に理解することが大変重要であり、不可欠であることを踏まえ、そのための取り組みの方向性が提示されました。

障害のある人の人権問題は、障害のある人の日常生活のしづらさの責任を障害のある人個人に求める考え方(医学モデル)に起因しています。社会全体が障害を正しく理解し必要な配慮を行えば、障害のある人にとって日常生活のしづらさは軽減され、障害のある人が希望する地域生活や社会参加を実現できます。このため、社会を構成する私たち一人一人が障害のある人の人権問題と向き合い、ノーマライゼーションの理念を基盤とした真の共生社会を実現していくことが必要です。

(2) 今後の方向性

「三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例」や「三田市みんなの手話言語条例」「三田市障害者福祉基本計画」「三田市教育振興基本計画」に基づき、全ての人が障害の問題を他人事(ひとごと)ではなく自分のこととしてとらえ、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが地域の一員として住みやすく、互いの人格と個性を尊重する共生社会の実現をめざします。

●障害のある人に対する差別の解消と虐待を防止するため、障害についての正しい知識を深めるための広報・啓発や研修機会の充実に努めるとともに、合理的配慮の普及・理解促進を図ります。

●障害のある人が地域で安心して暮らし、自立した生活ができるよう、生活支援や就労支援、権利擁護などの相談支援体制、親なき後も見据えた成年後見人制度の利用促進、詐欺等に対する被害予防策を充実させるとともに、障害福祉サービスなどの個別支援の適切な提供に努めていきます。また、市の障害者雇用における職場環境の整備を図るとともに、企業や事業者などでの障害者雇用を促進します。

●障害のある人とない人が交流する機会を通じ、互いに理解を深めながら、障害のある人が地域の中で自立し、孤立することなく安心した生活を送り、様々な活動に主体的に参加しやすい環境づくりや、支え合い助け合える地域社会づくりを進めます。

●持てる力を最大限に伸ばさせる個に応じた教育を行うとともに、一人一人の障害の特性に応じた、共に学ぶ環境や仕組み（インクルーシブ教育システム）を整備し、障害の有無にかかわらずお互いに認め合い、支え合い、共に成長できる教育を推進します。

個別計画等

- ・三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例 平成30年（2018年）
- ・第6次三田市障害者福祉基本計画 令和6年（2024年）

※ 合理的配慮…障害のある人や障害のある人の家族、支援者等からの意思表示に対して、負担のない範囲で社会の中にあるバリアを取り除いたり、一人一人の障害の状態に合わせた工夫をしたりすること。

5. 高齢者

(1) 現状と課題

平均寿命の大幅な伸びや少子高齢化等を背景として、国民の約3割が65歳以上の高齢者となっています。高齢者が増加していく中で、年齢を理由に社会参加の機会が奪われること、介護者や家族による身体的・心理的虐待、介護放棄、財産権の侵害や振り込め詐欺等の被害などが高齢者の人権問題として大きな社会問題になっています。

国においては、高齢者の尊厳を守るために、虐待の防止に関する国の責務、虐待を受けた高齢者の保護措置、養護者の高齢者虐待防止のための支援措置を定めた「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」や「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」などに基づき施策が進められ、三田市でも令和5年(2023年)に「三田市認知症の人と共に支え合うまちづくり条例」を施行しました。

しかしながら、高齢者に関する世論調査では、「邪魔者扱いされる」「アパートなどへの入居を拒否される」「差別的な言葉を言われる」「高齢者の意見や行動が尊重されない」など、様々な場面において高齢者に対して人権侵害が生じている実態がうかがえます。このような意識が、高齢者の自由な意思表示や生き方を阻み、介護が必要になった高齢者が、家族、コミュニティから疎外されるなどの、深刻な高齢者の人権侵害につながっています。また、介護者の心身の疲れが要因となり、虐待が起きていることも大きな課題となっています。

三田市においても、「いきいき安心プラン21(三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画)」や、「健康さんだ21計画(三田市健康増進計画・三田市自殺対策計画)」を策定し、高齢者が生涯を通じて、健康で生きがいを持ち、はつらつと活躍できるまちづくりに向けて取り組んでいます。また、権利擁護・成年後見支援センターでは、高齢者の権利擁護について弁護士や司法書士、社会福祉士等の職能団体による地域連携ネットワークの支援体制構築などの取り組みを進めるとともに、高齢者虐待についても、地域包括支援センター等の関係機関と連携し早期発見・早期対応ができるよう取り組んでいます。

(2) 今後の方向性

高齢者が地域の中で、可能な限り一人一人が自立して、いきいきと暮らすことができるよう、多世代交流を促進し、高齢者に対する理解を深めるとともに、自助・共助・公助の連携により支援する仕組みづくりを進め、自己実現を尊重する社会をめざします。

●高齢者への虐待相談窓口機能を充実させていくとともに、市民への教育・啓発を推進し、発生予防、早期発見・対応につなげていきます。また、介護者のための相談機能と介護者への支援を充実させるなど介護者の心身の健康支援の取り組みを進めていきます。

●詐欺による被害、財産侵害など高齢者の権利擁護に関わる相談・支援や予防啓発、担い手の人材育成などを消費者保護機関との連携により進めていくとともに、成年後見制度の周知・啓発を行い、利用の促進を図っていきます。

●高齢者の人権について、市民の認識と理解を深めるとともに、認知症に対する正しい知識と理解を深めるための普及啓発や、認知症の人とその家族が地域で安心して生活ができるよう相談体制の充実と交流の場づくりを進めていきます。

●高齢者が生きがいを持ち、はつらつと活躍できるまちをめざし、地域における日常的な多世代交流を促進し、長年の経験と知識、能力を生かした就労促進や、ボランティア活動、地域の支え合い活動など高齢者の社会参加を進めていきます。

●保健事業と介護予防の一体的な取り組みを進め、地域での介護予防活動や、高齢者の健康づくりへの活動支援等を推進していきます。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう医療、介護等が一体的に提供される地域包括ケアシステム（三田安心ケアシステム）の深化・推進に取り組んでいきます。

個別計画等

- ・三田市認知症の人と共に支え合うまちづくり条例 令和5年（2023年）
- ・第3次地域福祉計画・成年後見制度利用促進基本計画 令和5年（2023年）
- ・第9期三田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 令和6年（2024年）
- ・第3次健康さんだ21計画（第3次三田市健康増進計画・第2次三田市自殺対策計画） 令和6年（2024年）

6. 子ども

(1) 現状と課題

子どもは、豊かな個性と限りない可能性をもって生まれ、当然、一つの人格を持つ個人として尊ばれる存在であることは言うまでもありません。

しかしながら現代社会においてはいじめや体罰、保護者等から受ける身体的虐待・ネグレクト（保護の怠慢・養育の放棄）・心理的虐待・性的虐待、さらには児童買春や児童ポルノの被害がインターネットの悪用により拡大するなど、子どもの独立した人権を否定する様々な事象が発生しているのが現状です。

経済的困窮を背景に子どもが教育や保育・養育の機会が十分に得られず、さらに地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれる子どもの貧困問題もあります。また、ヤングケアラー（※）については周囲も気づきにくく本人や家族も気が付かないまま表面化しないなど、大きな課題となっています。

国においては、国連で採択された「子どもの権利条約」を批准し、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。同法では、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすことが示されました。

三田市においても、子どもの貧困や児童虐待、不登校、いじめ、非行など青少年期の様々な課題が増えています。これらの課題に、「要保護児童対策地域協議会」「三田市いじめ問題対策連絡協議会」「三田市青少年問題協議会」など学校・家庭・地域・関係機関が情報を共有し、連携した取り組みを進めていく必要があります。

(2) 今後の方向性

「こども基本法」が目指す、全ての子どもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

また、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、子ども・青少年が安心して健全に育つ環境づくりを進めていきます。

●「子どもの権利条約」の4原則（「差別の禁止」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」「子どもの最善の利益」）を踏まえた、こども基本法が示す基本理念に基づき、子どもが権利の主体であることについて、正しく理解できるよう教育・啓発を推進します。

●経済的に困窮した家庭で育った子どもが、大人になって再び経済的困窮に陥る「貧困の連鎖」を断ち切り、生まれ育った家庭環境に左右されることなく将来を選択して、子どもが希望をもって心身ともに健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、支援が必要な家庭の早期発見・早期支援に取り組んでいきます。

●全ての市民に対して、児童虐待防止の意識醸成を推進し、児童虐待を早期に発見できる地域社会の実現を進めていきます。また、各関係機関、とりわけ教育・保育・医療の関係者と児童相談所が連携し、児童虐待の早期発見・早期支援ができる体制の充実を図っていきます。

●ヤングケアラーの問題について、本人や家族、学校や地域など周囲が気づき、孤立することなく支援が受けられるよう、啓発を推進し、相談窓口の周知を行います。また、早期に把握し、本人の意向を尊重しつつ子どもが自分自身の状況を見直すことができるよう支援体制の充実を図ります。

●いじめや暴力行為等の問題行動、不登校等への対応として、一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善、克服する適切な指導や支援を学校・家庭・地域・関係機関と連携して取り組みます。

個別計画等

- ・三田市こども計画 令和7年（2025年）
- ・三田市教育振興基本計画 令和4年（2022年）

※ヤングケアラー…「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされ、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のことです。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響がある、といった課題が指摘されています。

7. 性的マイノリティ

(1) 現状と課題

性のあり方（セクシュアリティ）は多様で人の数だけあると言われ、SOGI（※）という概念でとらえられます。からだの性とところの性が一致しない人や、性的指向が同性に向く人、男女両方に向く人など様々な人がいます。性的マイノリティの人の中には偏見や差別により、苦しんでいる人がいます。また、社会生活では医療や社会保障における格差も存在しています。

国においては、令和5年(2023年)に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を施行し、「すべての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念にのっとり、施策を進めています。

三田市では令和元年(2019年)10月に、性的マイノリティの二人が、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーであることを宣誓し、市が二人の宣誓を公的に証明する「パートナーシップ宣誓制度」を導入し、県や近隣自治体とも連携して啓発や支援を含めた取り組みを進めています。令和5年(2023年)7月にはその範囲を親と子へ広げる「ファミリーシップ宣誓制度」も導入しました。

正しい知識の普及・啓発や当事者の人たちへの支援を行うため、10月を「性的マイノリティ支援強調月間」に設定し、研修会、広報、街頭啓発などを通して正しい知識の啓発に努めています。さらに、特設電話相談を設置するなど当事者やその周囲の人たちに寄り添う支援を進めています。また、学校教育では児童生徒や保護者に対し、性的マイノリティへの理解促進のための教育を進めるとともに相談に応じ、支援策を講じています。

社会の無理解等により、性的マイノリティの人たちは、社会生活の様々な場面で、葛藤を抱えながら、周囲との違和感や孤立感を深めることがあります。周囲の理解を促進し差別を許さない社会にするため、家庭や学校、職場や地域社会等において地道で着実な取り組みが必要です。

(2) 今後の方向性

「誰もが自分らしく暮らせる社会」の実現には、市民一人一人が性別やセクシュアリティにとらわれずその人自身を尊重し認め合うことが大切です。そのために、正しい知識を身につけ、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、ありのままの自分を認め、認め合える社会を実現する取り組みを進めていきます。

●性的マイノリティに関する研修会などの学習や啓発活動を通じて、家庭や学校、職場や地域社会において性の多様性が理解される取り組みを進めていきます。また当事者が安心して過ごせる環境を作るために多様な性に理解のある支援者（ALLY（アライ））の増加を図ります。

●三田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についての普及啓発を行い、近隣の自治体との連携にも積極的に取り組みます。

●性的マイノリティの人たちや、その家族や関係者の不安や悩みを解消するため、当事者等に寄り添った相談体制の充実や居場所を含めたコミュニティづくり、積極的な情報提供などの取り組みを進めていきます。

●多目的トイレの表示や公文書等の性別表記の見直しなど、性的マイノリティの人たちが違和感なく過ごすことができるように、寄り添った環境整備の取り組みを進めていきます。

個別計画等

・第6次三田市男女共同参画計画 令和5年（2023年）

※SOGI…SOGI（ソジ）とは、「性的指向」（Sexual Orientation）と「性自認」（Gender Identity）の頭文字をとった総称です。

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向くのかを示す概念を言い、異性愛、同性愛、バイセクシュアル、アセクシュアル（他者に性的魅力を抱かない人）、アロマンティック（他者に恋愛感情を抱かない人）などを指します。

「性自認」とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、シスジェンダー（性自認と身体的性が一致している人）、トランスジェンダー（性自認と身体的性が一致していない人）、クエスチョニング（自分自身のセクシュアリティが分からない、または決められない、決めない人）などを指します。

8. 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

誰もが突然、犯罪に巻き込まれる可能性があります。ひとたび犯罪に巻き込まれるとケガを負わされたり心の傷を受けたり、家族の命を奪われたりするといった直接的被害を受けるだけでなく、インターネット等での誹謗中傷や報道による精神的苦痛、刑事手続きや裁判への出廷などの時間的負担、仕事を辞めざるを得ない状況による経済的困窮等様々な二次的被害によって日常生活に大きな支障をきたすこともあり、犯罪被害にあわれた方やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」といいます。）は、多くの問題に直面しています。

国においては、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るため、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」(※)が施行されました。

また、全国各地では、毎年11月25日から12月1日までの1週間を「犯罪被害者週間」として、犯罪被害者等が置かれている状況や、犯罪被害者等の名誉又は平穏な生活への配慮の重要性等について、啓発活動が展開されています。

三田市においては、「三田市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が地域で温かく支えられ、再び平穏な生活を営むことができるよう取り組んでいます。

制度面の改善が進む一方、犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉を傷つけられる、私生活の平穏が脅かされるなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者等の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 今後の方向性

犯罪被害者等が一日も早く再び平穏な生活を送ることができるよう、犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、警察署や様々な民間支援団体等と連携し、総合的な支援を継続します。

●犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、啓発活動に取り組みます。

●相談窓口において情報提供を行い、関係機関との連携を図り、日常生活の支援に取り組みます。

●行政及び教職員等、支援を担う人材の育成及び資質の向上等に努めます。

個別計画等

・三田市犯罪被害者等支援条例 平成 29 年（2017 年）

※犯罪被害者等基本法…犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、その基本理念として、犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することなどが定められています。

国・地方公共団体が講ずべき基本的施策としては、「相談及び情報の提供」「損害賠償の請求についての援助」「給付金の支給に係る制度の充実等」「保健医療サービス・福祉サービスの提供」「犯罪被害者等の二次的被害防止・安全確保」「居住・雇用の安定」「刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備」といった項目が掲げられており、これらを犯罪被害者等の視点に立って実現することによって、その権利や利益の保護を図ることとしています。

9. その他の人権課題

国の人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）では、①女性、②子ども、③高齢者、④障害者、⑤部落差別、⑥アイヌの人々、⑦外国人、⑧本邦外出身者に対する不当な差別的言動、⑨感染症の患者等、⑩ハンセン病患者等、⑪刑を終えて出所した人等、⑫犯罪被害者やその家族、⑬北朝鮮によって拉致された被害者等、⑭性的マイノリティの人々の人権課題 14 項目を明示的に掲げ、さらにその他の様々な人権課題についても、その解決に資する施策を実施するとしています。

三田市においても、人と人がつながり、支えあいお互いが人権を尊重しあうまちをつくるため、社会教育や学校教育を通して、人権に関わるあらゆる課題について取り組みます。

【インターネットによる人権侵害】

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害する書き込みがされたり、差別を助長する表現が掲載されたり、いわゆるリベンジポルノとされる画像の流出・拡散が問題となるなど、人権に関わる様々な問題が発生しています。

インターネットによる人権侵害を防ぐためには、一人一人が情報リテラシー（正しく情報を理解し、正確に情報を発信する能力）を身につけることが重要であり、そのための教育・啓発に取り組みます。

【ハラスメント】

ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、「労働施策総合推進法」でパワーハラスメント（パワハラ）（※1）、「男女雇用機会均等法」でセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）（※2）、「育児介護休業法」ではマタニティハラスメント（マタハラ）（※3）、パタニティハラスメント（パタハラ）（※4）、ケアハラスメント（ケアハラ）（※5）が規定されています。

最近では SOGI ハラスメント（※6）、カスタマーハラスメントなど新たな課題が生じています。様々なハラスメントについての正しい理解と認識を深めるため、幅広い啓発に取り組みます。

【災害時の人権】

震災等の大きな災害が起こった時には、様々な混乱が生じるため、不確かな情報に基づく偏見や差別、誹謗中傷、いやがらせ、風評被害等によって、被災者等の人権が十分に守られない事態が生じることがあります。

また避難所においてはプライバシーの確保をはじめ、女性、外国人、障害のある人、高齢者、子ども

も、性的マイノリティ等多様な被災者のニーズへの対応と配慮が十分になされることが重要です。災害発生時に人権が守られるために、適切な災害への備えや被災者支援に取り組みます。

【HIV感染者・ハンセン病患者・新型コロナウイルス感染症等】

エイズウイルス（HIV）やハンセン病等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にあります。これらの感染症にかかった患者等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等によって、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける問題が起きています。

感染症を理由とした偏見や差別が生じないように、感染症に対する正しい認識と理解を深めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症がパンデミックを引き起こした際には、特定の国や地域から帰国された人や我が国に居住する外国籍の人への人権侵害、患者やその治療に当たっている医療関係者やその家族に対する誤った情報に基づく差別や偏見、ワクチン接種やマスクの着用の有無による差別的取り扱いなどが見られました。今後も新たな感染症等の流行に備え、偏見や差別をなくすための取り組みを進めます。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。そのことにより円滑な社会復帰が困難となり、再び犯罪や非行をしてしまう人もいます。

刑を終えて出所した人たちが、地域社会の一員として、社会復帰し円滑な社会生活を営めるよう、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解を深めていくための取り組みを進めます。

【北朝鮮当局によって拉致された被害者等】

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくための取り組みを進めます。

【アイヌの人々】

アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事や、多くの口承文学（ユーカラ）等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

平成 19 年（2007 年）の国連における「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、平成 20 年（2008 年）の国における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の主旨を踏まえ、アイヌの人々に対する理解と認識を深めていくための取り組みを進めます。

※1 パワーハラスメント（パワハラ）…職場において行われる（1）優越的な関係を背景とした言動であって、（2）業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、（3）労働者の就業環境が害されるものであり、（1）から（3）までの要素を全て満たすもの

※2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）…相手の意に反する性的な言動により、仕事上の不利益を与えたり、職場環境を悪化させたりすること

※3 マタニティハラスメント（マタハラ）…女性労働者に対し、妊娠・出産等を理由とした嫌がらせをすること

※4 パタニティハラスメント（パタハラ）…男性労働者に対し、育児休業の取得等を理由とした嫌がらせをすること

※5 ケアハラスメント（ケアハラ）…働きながら介護をしている労働者に対し、嫌がらせをしたり、必要な制度を利用させなかったりすること

※6 SOGI ハラスメント（ソジハラ）…性的指向・性自認に関して、差別的な言動や嫌がらせをすること

第3章 人権尊重のまちづくりの推進

「人権尊重のまちづくり」を三田市のまちづくりの基本と位置づけ、すべての市民一人一人が大切にされ、人と人との支えあい、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現に向け、市民と協働して「人権尊重と共生社会づくり」を推進します。

また、人権に関わる各分野の施策を中心として、三田市において総合的・横断的に人権施策を推進するにあたり、「人権教育・啓発・研修の推進」「人権相談支援体制の充実」「ユニバーサル社会づくりの推進」を柱とし、それらの緊密な連携・調整のもとに、一人一人の人権が尊重される社会の創造をめざします。

施策の推進にあたっては、行政による「三田市人権のまちづくり推進本部」と市民との協働である「三田市人権共生社会推進委員会」が連携して取り組みを進めます。

◇「三田市人権のまちづくり推進本部」

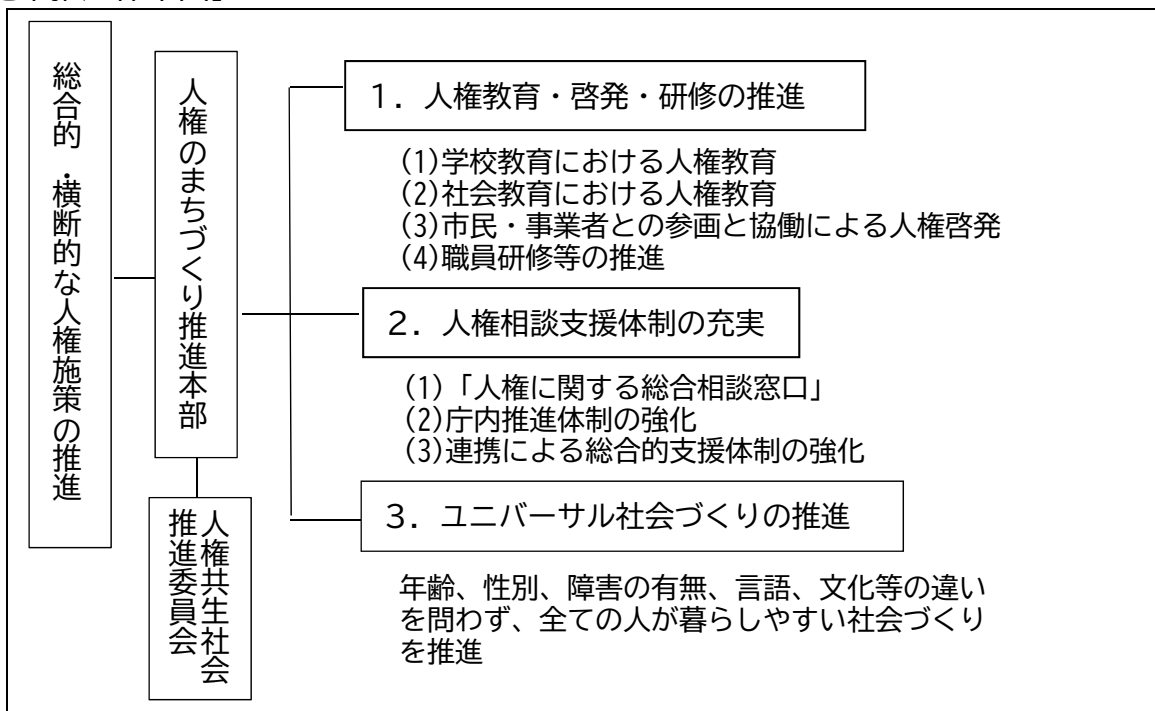
人権施策を総合的・横断的に推進するために、市長を本部長とする「三田市人権のまちづくり推進本部」において、全庁的な推進体制づくりに取り組みます。

また、人権課題に対する支援検討委員会を必要に応じて設置します。

◇「三田市人権共生社会推進委員会」

人権施策に関する事項について審議を行うため、「三田市人権共生社会推進委員会」において、広範な市民の参画を図りながら市民と行政との連携を深めます。

【施策推進体系図】



1. 人権教育・啓発・研修の推進

教育・啓発を通じて、一人一人が基本的人権の理念に対する理解を深め、人権課題と自己との関わりを自覚することから、人間としてのよりよい生き方を身につけ、人権のまちづくりの主体者になることをめざします。

そのために、さまざまな人権課題に関する理解を深め、個々の課題の関連性を人権という普遍的な視点でとらえます。そして、自他の命と人権を尊重することが一人一人の生き方において「生きてはたらく力」となります。さらに、人間関係において具体的な態度や行動としてあらわれ、市民の生活文化として根づくことを目標として、「具体性」と「実感」をともなった人権教育・人権啓発を推進します。

(1) 学校教育における人権教育

各校において人権教育の推進体制を確立し、子どもの心のあり様や、生活や地域の実態を的確に把握することから教育課題を明らかにするとともに、その解決へ向けてすべての教育活動における具体的実践に取り組みます。

その推進にあたっては、教職員一人一人が使命感をもって、研修に励むとともに、自らの生き方の課題として確かな人権意識を高め、人権尊重を基盤とした教育活動を展開します。

(2) 社会教育における人権教育

人権尊重・共生社会の実現に向けた家庭及び地域社会の責務を自覚し、学校との緊密な連携により、人と人の豊かなつながりを育む人権教育を進めます。

その推進にあたっては、各組織・団体、事業所等における推進体制の整備とともに、主体的・自主的な学習の活性化を図るため、学習支援体制の充実と、リーダーの育成・活動の場の充実に努めます。そして、様々な人権課題に学ぶことを原点としながら、一人一人の生き方や出来事から深く学び、具体的な生活場面での気づきや変容につないでいきます。

(3) 市民・事業者との参画と協働による人権啓発

人権啓発の推進にあたっては、人権尊重の理念の普及に努めるとともに、社会状況の変化や意識の多様化等を敏感に感じ取りながら、ニーズに的確に対応し市民の理解が深まるよう内容の充実を図ります。

また、市民や事業者との参画と協働による人権啓発を展開することで、一人一人が人権尊重と共生社会づくりへ向けた当事者意識と、その主体者となる意欲を高めていきます。

このほか、関係機関や団体等と連携を図りながら企業における人権尊重への理解を促進するとともに、研修教材・講師の紹介など企業における人権尊重の取り組みを支援します。

(4) 職員研修等の推進

市職員として人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重と擁護を基本とした職務を遂行するため、職員研修を計画的に実施するとともに充実を図ります。

2. 人権相談支援体制の充実

市役所での人権問題の相談は、人権に関する総合相談窓口が中心となり、関係機関と連携を図りながら、相談者を関係部署へつなぐなど相談機能の充実に努め、人権問題の早期解決に向けた相談と支援に取り組めます。

(1) 「人権に関する総合相談窓口」

市民が日常生活の中で直面する様々な人権問題については、課題に応じた相談窓口が設置されています。しかし、その相談内容は、複雑多岐にわたり複数の要素を含むものもある他、インターネットの書込みや性的マイノリティの悩みなど多様化しています。人権にかかる様々な相談が受けられるよう「人権に関する総合相談窓口」体制の充実に努めます。

(2) 庁内推進体制の強化

人権相談機関庁内ネットワーク会議の活用により、人権相談に関する情報共有や各相談窓口の連携を図るとともに、三田市の人権状況についての的確に把握し、人権課題に応じて適切な支援を検討します。

(3) 連携による総合的支援体制の強化

人権侵害に対する相談については、人権擁護委員や法務局など関係機関と連携し、総合的な支援を図るなど、被害者の救済と権利回復に向けて適切な支援につなげます。

3. ユニバーサル社会づくりの推進

年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いを問わず、全ての人が包摂され自信と尊厳を持って暮らすことのできるユニバーサル社会をめざします。誰もが社会の一員として受け入れられ暮らしていくことができるよう、障壁を取り除き、全ての人が暮らしやすい社会づくりを推進します。

第4章 資料

1. 人権関係年表（世界・国・県の動向）

年代	国連等	国	兵庫県
1947（昭22）		「日本国憲法」施行	
1948（昭23）	「世界人権宣言」採択	人権擁護委員令施行	
1951（昭26）	「難民条約」採択	「児童憲章」宣言	
1959（昭34）	「児童の権利に関する宣言」採択		
1964（昭39）			「民生部同和対策室」設置
1965（昭40）	「人種差別撤廃条約」採択	「同和対策審議会答申」	「同和対策事業推進連絡協議会」設置
1966（昭41）	「国際人権規約」採択		「同和対策基本要綱」制定 「同和教育基本方針」策定
1968（昭43）	「国際人権年」		
1969（昭44）		「同和対策事業特別措置法」施行	
1970（昭45）			「同和対策長期計画」策定
1975（昭50）	「国際婦人年」		
1976（昭51） ～1985（昭60）	「国連婦人の10年」		「県立同和研修センターのじぎく会館」開設
1979（昭54）	「女子差別撤廃条約」採択 「国際児童年」		
1981（昭56）	「国際障害者年」	「同和対策協議会意見具申」	
1982（昭57）		「地域改善対策特別措置法」施行	「兵庫県国際障害者年長期行動計画」策定
1983（昭58） ～1992（平4）	「国連障害者の10年」		
1985（昭60）			「ひょうごの婦人しあわせプラン」策定
1986（昭61）		「地域改善対策協議会意見具申」 「男女雇用機会均等法」施行	
1987（昭62）		「地域改善対策特定事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律」施行	
1989（平元）	「児童の権利に関する条約」採択		
1990（平2）			「新ひょうごの女性しあわせプラン」策定 「すこやか長寿大作戦」策定
1991（平3）			「兵庫2001年計画」策定 「(財)兵庫県人権啓発協会」設立
1992（平4）			「福祉のまちづくり条例」制定 「県立女性センター」開設
1994（平6）			「地域国際化推進基本指針」策定

年代	国連等	国	兵庫県
1995（平7） ～2004（平16）	「人権教育のための国連10年」		「“すこやかひょうご” 障害者福祉プラン」策定
1996（平8）		「地域改善対策協議会意見具申」	
1997（平9）		「人権擁護施策推進法」施行 「障害者基本法」施行 「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」策定	
1998（平10）		「障害者の雇用の促進等に関する法律」施行	「人権教育基本方針」策定 「“すこやかひょうご” 子ども未来プラン」策定
1999（平11）	「国際高齢者年」	「男女共同参画社会基本法」施行 「児童買春、児童ポルノ禁止法」施行 「人権擁護推進審議会答申」 (人権教育・啓発の在り方)	「高齢者・障害者権利擁護センター」開設
2000（平12）		「児童虐待防止法」施行 「犯罪被害者保護法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」施行 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	「老人保健福祉計画(介護保険事業支援計画)」策定 「外国人児童生徒にかかわる教育指針」策定
2001（平13）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	「人権教育及び啓発に関する総合推進指針」策定 「男女共同参画計画」策定
2002（平14）		「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効 「ホームレスの自律の支援等に関する特別措置法」施行	
2004（平16）		「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」施行	
2005（平17）	「人権教育のための世界計画」	「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行 「犯罪被害者等基本法」施行	「ユニバーサル社会づくり総合指針」制定
2006（平18）	「障害者の権利に関する条約」採択	「障害者自立支援法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「高齢者、障害者等の移動等円滑化の促進に関する法律」施行	
2008（平20）		「ハンセン病解決の促進に関する法律」成立	
2012（平24）		「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」施行	「少子高齢社会福祉ビジョン」策定
2013（平25）		「障害者総合支援法」施行 「いじめ防止対策推進法」施行	

年代	国連等	国	兵庫県
2014（平 26）		「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行	「いじめ防止基本方針」策定 「DV 防止・被害者保護計画」策定 「子ども・子育て未来プラン」策定
2015（平 27）		「女性活躍推進法」施行	
2016（平 28）		「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行	「多文化共生社会推進指針」策定
2018（平 30）			「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」施行
2019（令元）		「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（アイヌ施策推進法）施行 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」施行	
2020（令 2）		『ビジネスと人権』に関する行動計画策定	
2021（令 3）		「第4次犯罪被害者等基本計画」策定	
2022（令 4）		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立（施行は2024（令6）年） 「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV 出演被害防止・救済法）施行 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）改正法施行 「こども基本法」成立（施行は2023（令5）年）	
2024（令 6）		プロバイダ責任制限法を「情報流通プラットフォーム対処法」へと改正（施行は2025（令7）年）	

【世界の動き】

多くの人の命を奪った過去の大戦の反省から「戦争は最大の人権侵害である」との認識のもと、昭和23年（1948年）国連において「世界人権宣言」が採択されました。この宣言は、人権の尊重が人類共通の原則であることを、すべての人と国が守るべき基準として、世界各国に大きな影響を与えました。

その後、国連では「児童権利宣言」「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「障害者の権利に関する宣言」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」等を採用し、人権に係る様々な課題に対する取り組みを続けてきました。

しかし、まだまだ世界各地で人権が保障されていない状況が存在することから、平成7年（1995年）から10年間「人権教育のための国連10年」と定め、人権教育の幅広い推進を提言する決議を採択し「人権という普遍的文化（人権文化）」が、各国において構築されるよう提唱しました。

また、平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、「貧困」や「飢餓」「保健」「教育」「ジェンダー」などに関する17の国際目標が設定されました。SDGsは、経済・社会・環境の各分野の課題について総合的な解決をめざします。

【国の動き】

日本国憲法で「基本的人権」の保障を明確にし、女性の参政権の実現や「労働基準法」「児童福祉法」を制定するなど、人権確立へ向け動き出しました。

同和対策審議会「答申」により、部落差別の存在を国として初めて認めるとともに、「この早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と解決の方向を明らかにしました。そして、「同和対策事業特別措置法」が制定され、部落差別解消へ向けた取り組みが始まり、その後、あらゆる人権問題に影響を与え、すべての人の人権確立へ向けた取り組みへと、発展していきました。

平成12年（2000年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、「人権尊重社会を実現することは、国・地方公共団体及び国民の責務である」と明言しました。また、この法律に基づき、「人権教育のための国連10年」国内行動計画などがつくられ、「人権教育・啓発に関する基本計画」を定め、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

令和2年（2020年）には「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく「ビジネスと人権に関する行動計画」が策定されました。

令和6年（2024年）にプロバイダ責任制限法は「情報流通プラットフォーム対処法」へと改正され、インターネット上の誹謗中傷等への対策となることが期待されています。

【県の動き】

国際化や情報化の進展、少子・高齢化などの社会の変化等に伴い複雑・多様化する人権課題に対応した施策の推進に努めるとともに、県と市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、同和問題をはじめとする人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等を全県的に展開しています。

また、「人権に関する県民意識調査」を5年毎に実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と県民意識の動向把握に努めています。

さらに、県民一人一人が、お互いの人権の尊重を感性として育み、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、各市町や関係団体とともに、「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間のつどいを開催するなど様々な取り組みを「人権文化を進める県民運動」として展開しています。

近年では、インターネット上の誹謗中傷等の防止に向けた啓発や被害者救済支援の強化を図る動きがあります。

2. 三田市人権共生社会推進委員会名簿

任期 令和6年4月26日 ~ 令和8年4月25日

区 分	選出団体等	名 前
学識	関西大学人権問題研究室	宮前 千雅子
全般	さんだしじんけん かんが かい 三田市人権を 考 える会	三輪 剛敏
部落差別	部落解放同盟兵庫県連合会三田市支部連絡協議会	今西 勝
女性	兵庫県男女共同参画推進員 阪神北地域連絡会議	橋上 浩子
外国人	三田市国際交流協会	寿賀 素子
障害のある人	三田市手をつなぐ育成会 (R6. 6. 28~)	市川 修子
高齢者	三田市社会福祉協議会	村上 隆藏
子ども	三田市民生委員児童委員協議会	中根 和子
性的マイノリティ	三田市性的マイノリティ専門相談員	大久保 暁
全般	三田市保護司会	篠原 基成
全般	伊丹人権擁護委員協議会三田市支部	東仲 益司
全般	市内小中学校校長会	南波 克典
全般	三田市企業人権を考える会	貫場 恵子

3. 人権施策基本方針（改定版）策定経過

人権のまちづくり推進本部

時 期	内 容
令和 5年12月20日	三田市人権施策基本方針の改定について
令和 6年 8月 8日	三田市人権施策基本方針の改定について
令和 6年11月18日	三田市人権施策基本方針の改定について（書面会議）
令和 6年12月19日	三田市人権施策基本方針（改定案）について
令和 6年 2月14日	三田市人権施策基本方針改定検討委員会の開催
令和 7年 5月16日	三田市人権施策基本方針パブリックコメントについて
令和 7年 6月20日	三田市人権施策基本方針パブリックコメントについて

人権のまちづくり推進委員会

時 期	回	内 容
令和6年 4月26日	第1回	・委員長・副委員長選任 ・諮問について
令和6年 6月28日	第2回	分野別（部落差別・女性、外国人）について
令和6年 7月26日	第3回	分野別（障害のある人、高齢者、性的マイノリティ）について
令和6年 9月 6日	第4回	分野別施策（性的マイノリティ、子ども、犯罪被害者等）について
令和6年12月23日	第5回	その他の人権課題 及び 基本方針第1章 について
令和7年 1月31日	第6回	答申案について
令和7年 2月14日		答申

三田市人権施策基本方針（改定版）

発行 三田市（令和7年7月）

編集 健康福祉部 人権共生推進課

〒669-1595

兵庫県三田市三輪 2-1-1

TEL：079-559-5148

E-mail：jinken_u@city.sanda.lg.jp